

令和2年度の取組結果について

1 「エコモビリティライフ」(エコモビ)に関する普及啓発

(1) 市町村等と連携した実践促進事業

- ・ 県内各地域で市町村などが主催するイベントにおいて、市町村や交通事業者などの協議会構成員と連携・協力して、地域住民等に対して主体的な「エコモビ」の実践を促す取組を4回程度実施予定であったが、連携を予定していたイベントが新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全て中止となったため実施できず。

※ 協議会構成員が行う普及啓発においても、コロナ禍の影響により、従来の活動が実施できないところが多かった。

(2) 「あいちエコモビリティライフの日」(エコモビの日)におけるPR及び実践

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて十分な感染防止対策を講じた上で、ショッピングセンター等での啓発活動を実施(2回)。
- ・ 庁内放送やメール・イントラネット等により「エコモビの日」を周知。
- ・ 「エコモビの日」に合わせ、「エコ通勤デー」実施。



(3) PR資材、広報媒体及び電子媒体を活用した普及啓発

- PR資材(チラシ・啓発グッズ)の活用
 - ・ チラシ(A4判)を配布。
 - ・ ポケットティッシュ、クリアファイル等をPR活動に活用。
- 自転車の利用を促進するチラシを新規に作成し、県内主要施設に配架
- ウェブサイトの更新やメールの配信
 - ・ 「エコモビ」ウェブサイト【知って得するエコモビ実践ガイド】にてエコモビの効果や、公共交通機関のお得情報を紹介するとともに、協議会構成員宛てにメールニュースを配信。
- 「エコモビ」紹介動画のウェブ配信
- 広報誌、会報誌などによるPR・働きかけ
 - ・ 環境情報紙「環境かわら版」293号(令和2年10月発行)に「エコモビ」の記事を掲載してPR。
- 庁内放送などによる「エコモビ」実践の呼びかけ



(4) キャンペーン・各種イベント・各種取組などによる普及啓発

- ・ 各種会議などでの普及、啓発を実施。
- ・ リニモ沿線地域において、わくわく体験リニモツアーズや沿線ウォーキング等のイベントを開催し、合わせて「エコモビ」をPR。

2 エコ通勤・エコ通学への転換促進

(1) 「エコモビ実践キャンペーン2020」の実施

- ・ 通勤を含めた業務目的の移動についてクルマの使い方を見直すきっかけとするため、協議会構成員を対象に、エコ通勤等への転換を促進するキャンペーンを実施。

(実施期間) 令和2年12月1日(火)から

12月15日(火)まで

(参加対象) 協議会構成員

(参加企業・団体等数) 180企業・団体等

(取組内容)

1. 「エコモビ」情報の周知・実践の働きかけ
2. エコ通勤の推進
3. 環境に配慮した自動車利用等の推進

※ キャンペーン実施に当たっては、公共交通機関を安心してご利用いただくための利用者への3つのお願い(国土交通省HPより)を周知。



(2) エコ通勤・エコ通学の働きかけ

- リニモ沿線地域におけるエコ通勤・エコ通学への転換促進
 - ・ リニモ沿線住民や沿線大学の学生を対象に、リニモの利用を促す啓発資料を配布し、公共交通を利用した通勤・通学への転換を促進。
- リニモ沿線レンタサイクルの実施
 - ・ リニモ定期券を所持する通勤・通学者及び沿線地域を観光・レジャーで訪れるリニモ利用者(ともに中学生以上)を対象とした「リニモ沿線レンタサイクル」(無料、64台)を実施。
- 職員、社員のエコ通勤への転換促進
 - ・ エコ通勤実践者に対する報奨制度、エコ通勤に関する補助制度の設定。
 - ・ 自転車通勤者への通勤手当支給。屋根付き駐輪場、更衣室、シャワールーム等、自転車通勤を促す設備の導入。

3 パーク&ライドの普及拡大

(1) リニモ沿線地域におけるパーク&ライド普及推進

- ・ リニモ「愛・地球博記念公園」駅北側の月極P&R駐車場（306台分、月額1,500円）を本県及び沿線市が共同で運営。

(2) 県内各地におけるパーク&ライドの普及推進

- 桃花台線旧車両基地用地におけるパーク&ライド駐車場の運営
 - ・ 本県及び小牧市が共有する土地でパーク&ライド駐車場（41台分）を設置して運営。
- 市町村、交通事業者、小売事業者等によるパーク&ライドの普及推進
 - ・ コミュニティバスの利便性向上のため、バス停のある公共施設の駐輪場をサイクル&バスライド駐輪場として運用。
 - ・ 大型店舗の既存駐車場を活用した店舗利用型パーク&ライド駐車場を運営。
 - ・ 交通系ICカードを用いて対象の鉄道を利用した人に駐車料金を優遇する駐車場を運営。

4 公共交通利用の動機付け

(1) 公共交通機関に関する情報のオープンデータ化の推進

- ・ 県内のコミュニティバスに関するGTF S - J Pデータ整備を支援・促進するため、県内市町村の担当者を対象に、「標準的なバス情報フォーマット」作成研修会を10月9日（金）に実施（30市町・延べ38名参加）。



- ・ GTF S - J Pデータ作成、グーグルマップへのデータ提供支援。

(2) 公共交通の利便性向上に向けた取組の推進

- ・ 公共交通マップの配布やコミュニティバスの運行等による公共交通の利便性の向上。
- ・ 公共交通の乗換案内（経路・時刻・料金等）、運行情報案内サービスの提供。
- ・ 交通系ICカードのほか、各種QRコード決済の導入など、キャッシュレスによる決済手段の充実。

(3) 公共交通利用者への優遇措置の導入・働きかけ

- ・ 「エコモビ」ウェブサイト【知って得するエコモビ実践ガイド（エコモビお得情報）】に公共交通利用者への様々なサービスを掲載。
- ・ 高齢者の運転免許証の自主返納及び公共交通機関利用を促進するため、運転経歴証明書を保有する市民に対し、バスやタクシーの無料乗車券、回数乗車券等を交付。

- ・ 公共交通利用者に対し、観光施設や飲食店等での割引や特典を付与。
- ・ コミュニティバス無料乗車券を配布（対象者・期間限定）。

5 その他

(1) 自転車、徒歩などによる移動の推進

- ・ シェアサイクル、レンタサイクル事業の実施、利用促進。
- ・ 県内で展開されているシェアサイクル事業の紹介（自転車利用促進チラシの裏面）。
- ・ 自転車道の整備、自転車マップの作成・配布。
- ・ 電動アシスト自転車の貸与、購入費の一部補助。

(2) 環境にやさしい自動車利用の推進

- ・ EV・PHV、FCVの普及推進。
- ・ 社員駐車場などへのEV充電スタンドの設置。
- ・ エコドライブ・アイドリングストップの推進。
- ・ カーシェアリングの利用促進。

(3) ITS（高度道路交通システム）の推進

- ・ ITSの推進を通じ、公共交通の利用促進、移動の利便性・快適性の向上を推進。
- ・ パソコンやスマートフォンで閲覧可能なバスの運行状況案内システム（バスロケーションシステム）の運用。

(4) M a a Sの普及促進

- ・ 地域公共交通などの移動手段と多様なサービスを組み合わせたM a a Sの導入に向けた検討・調査の実施

(5) 協議会への加入促進

- ・ 県の各局に対し、総合評価競争入札及び企画競争において「エコモビの推進」を評価項目に設定するよう働きかけ。

